一定の病気等にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

○ 一定の病気等とは

・統合失調症　・てんかん　・再発性の失神　・そううつ病
・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害　・認知症
・無自覚性の低血糖症　・アルコール中毒　・脳卒中
・その他運転に支障のあるもの

等を言います。

○ 警察では「安全運転相談窓口」を設置し、一定の病気等に関して運転免許の受験や更新の可否について相談をお受けしています。

○ 自動車学校へ入校する前に、必要に応じて相談をしてください。

○ 仮免許及び運転免許の受験申請や運転免許の更新申請をされる際には、ご自身の病状等の有無を質問票に記載し提出して頂くこととなります。

○ 質問票には、一定の病気等に関する五つの質問事項がありますので、正確に記載してください。

該当事項があっても、直ちに受験や更新ができなくなる訳ではありません。ただし、虚偽の記載をして提出された場合は、処罰の対象になります。

○ 山口県警察本部運転管理課　「安全運転相談窓口」

〒754-0002　山口市小郡下郷３５６０－２
山口県総合交通センター４階
電　話　０８３－９７３－２９００（センター代表）
＃８０８０（安全運転相談受付専用）
月～金曜日　８：３０～１７：１５（祝日、振替休日、年末年始の休日を除く）
Email：untentekisei@police.pref.yamaguchi.lg.jp
（県警ホームページからも受付可能）